

農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費 (農林漁業団体職員共済組合費補助金)

1 趣旨

平成14年4月1日厚生年金保険制度との統合に伴い、農林漁業団体職員共済組合に対する補助は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第58条に基づき行われ、公的年金制度として国が責務を持って負担するものである。

2 事業内容

農林漁業団体職員共済組合が行う年金給付事業に対し、事業費及び事務費の一部を補助する。

3 事業実施主体

農林漁業団体職員共済組合

4 事業開始時期

昭和33年度

5 補助率

- ① 事業費補助は、国民年金発足の昭和36年4月前の組合員期間に係る給付費の19.82%等
- ② 事務費補助は、年金事務に必要な事務費等の一部（定額）

6 平成18年度概算決定額

1,797,020(2,199,077)千円

内訳

- ①事業費補助 1,459,511(1,846,900)千円
- ②事務費補助 337,509(352,177)千円

【担当課：経営局協同組織課】